

新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起（その17）

令和2年3月25日
在シンガポール日本大使館

1. シンガポール保健省（MOH）は、シンガポール国内における感染者数を次の通り公表しています（24日現在）。詳細は、保健省HPを確認下さい。

感染者数558名（累計）、退院者数155名（累計）、死亡事例2名（累計）。

（保健省HP）

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/three-more-cases-discharged-49-new-cases-of-covid-19-infection-confirmed>

2. また、24日、同省は更なる感染拡大を防止するための措置として概要次の通り公表しました。詳細は、保健省HPを確認下さい。

（保健省HP）

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/tighter-measures-to-minimise-further-spread-of-covid-19>

（1）一般市民の安全な距離確保のための措置

● 関係省庁タスクフォースは、職場や学校以外での集まりを10人以下に制限し、接触が一時的なものではない場所での物理的な距離を1メートル以上とする等、より厳格な措置を実施することを決定しました。これらの措置は、2020年3月26日の23時59分から施行されます。これらの措置は2020年4月30日まで実施され、状況が改善されない場合は延長される可能性があります。

（2）娯楽施設

● バー、ナイトクラブ、ディスコ、映画館、劇場、カラオケ店など娯楽施設を閉鎖します。

● 小売モール、美術館、アトラクションなど、接触が一時的なものである公共施設については営業を継続して良いが、事業者は以下のことを確保しなければなりません。

○ 一度に利用可能なスペースの16平方メートルあたりの人数が1人を超えないように、会場内の稼働能力を低下させる。これは、特にピーク時の混雑を大幅

に減らすためのものです。

○団体は10人を超えてはなりません。アトラクション内でのショー（屋内・屋外）、美術館での団体ツアー、オープンアトリウムでの販売イベントは中止されます。

○来客者を分散させ、観客の間に少なくとも1メートルの物理的な間隔を空けることができる環境を提供してください。これには、行列や待合室などが含まれます。オペレーターは、行列を最小限に抑えるために、可能であれば予約制またはデジタルサービスを通じてサービスを提供することが奨励されています。来客者は迅速に分散されるべきです。

○これらの要件を遵守できない小売モールやアトラクションは閉鎖されます。新型コロナウイルスの感染場所であることが判明した会場にて上記の要件を遵守していないことが判明した場合、追加の罰則が科せられる可能性があります。

○公共の場で行われているツアー（観光ツアーやガイド付きグループツアーなど）は中止されます。

○飲食会場については、既存の措置が引き続き適用されます。その他、ライブやカラオケなどは中止されます。飲食店は、テーブルの間隔を少なくとも1メートルの距離を確保するようにスペース（テーブルや座席の配置）を設定しなければなりません。

○家族やカップルなどの関係者が1つのテーブルと一緒に座ることは可能ですが、テーブルの間隔を空けなければなりません。

○また、グループでの食事は10人以下に制限されなければなりません。

○固定席のある飲食店（例えば、ホーカーセンターやコーヒーショップなど）の利用者は、間隔をあけて使用（席を1つ開ける）しなければなりません。施設の管理者は、席に目印をつけるべきです。

（3）塾や習い事教室

異なる学校の生徒が接触する機会を減らし、生徒の安全性を高めるために全て中止されます。

（4）宗教行事

●すべての宗教的な礼拝や集会は中止されます。礼拝所（寺院、モスク、教会など）は、一度に10人以下の人数を条件に、個人的な礼拝と必須の儀式のために開いたままにすることができます。

（5）イベント

●すべてのイベントや大規模な集会（例：会議、展示会、フェスティバル、コン

サート、スポーツイベント、見本市) は、規模の大小にかかわらず、延期または中止しなければなりません。これは、すべてのイベントや集会の参加者を 250 名以下に制限するという従来の要件を厳格化したものです。

●一度に 10 人以上の参加者を伴う社交行事や集会を開催したり、参加したりすることは避けることをシンガポールの人々に勧告します。これには、誕生日や結婚式などの個人的なお祝いが含まれます。葬儀やお通夜の場合は、できるだけ家族のみの参加に限定し、どの時点においても一度に 10 人以下の集まりとしてください。私たちは、友人や知人が最後の敬意を払い、悲しみの中にいる家族に慰めを与える必要性を理解していますが、私たちは、私たちが一緒にウイルスの感染拡大を抑制することができるように、一般の人々が社会的な接触機会を最小限に抑えるために自分の役割を果たすことを強く求めています。

(6) 職場

● 職場に対する既存の措置は引き続き適用されます。雇用主は、従業員間の接触を減らすための対策を講じる必要があります。可能な限り、対面での会議の代わりに電話会議を利用してください。従業員が在宅勤務で業務を遂行できる場合には、雇用主はそれを確実に行わなければなりません。

(7) 高齢者・基礎疾患者へのアドバイス

●高齢者向けの活動の停止期間を 2020 年 4 月 30 日まで延長します (3 月 11 日実施)。この期間中は、高齢者や慢性疾患 (心臓病、糖尿病、肺疾患など) をお持ちの方には、できるだけ社交場や人混みを避け、必要不可欠な目的 (仕事、食料品や物資の購入など) のためだけに外出することを勧告します。頻繁に手を洗い、顔や目に不必要に触れないようにするなど、個人的な衛生管理にも気を配るべきです。具合が悪いと感じた場合は、すぐに医師の診察を受けるべきです。

(8) 英国・米国からの帰国者のための予防措置の強化

●海外からの流入症例数では、英国と米国が圧倒的に多くなっています。これらの国のロックダウンを受け、今後数週間にかけて、多数のシンガポール人学生を含む、より多くのシンガポール在住者が帰国する見込みです。

●英国・米国からの帰国者からその家族への感染拡大を防ぐため、ホテル運営会社と協力して、両国からの帰国者が 14 日間の SHN を実施するための専用施設を提供します。また、帰国者を空港からホテルまで直接送るための交通手段を手配します。他の人との物理的な接触を避けるため、各人にそれぞれの部屋／トイレが提供され、またすべての食事も提供されます。海外からの流入症例か

らのコミュニティ感染のリスクを減らすため、これらの SHN の要件は厳格に実施されます。

●この新規の SHN に関する措置は、2020 年 3 月 25 日の 23 時 59 分から、すべての英国・米国からの帰国者に適用されます。英国と米国からの帰国者で、現在自宅で SHN を行っている者はすべて、これらの専用施設への滞在を申請することができます。詳細については、SHN ヘルプライン（電話：6812-5555）までお問い合わせください。

（9）感染症法に基づく規則

●保健省（MOH）は、感染症法に基づく規則を公布し、安全な距離の確保のための措置に法的効力を与えるとともに、SHN 違反に対する罰則を強化します。SHN 違反を含む規則に基づく違反に対する罰則は、10,000 ドル以下の罰金、または 6 ヶ月以下の懲役、またはその両方となります。さらに、感染症法に基づく既存の手段（事業の一時的な停止を含む）は、規則に違反していると認められた個人や事業者に対しても適用される可能性があります。

●政府機関は、モバイルアプリ、電話、家庭訪問を組み合わせ、SHN 対象者に対する監視を強化します。調査を実施する職員数を大幅に増員し、執行を強化します。また、SHN フォームに記載されている帰国者の申告住所を確認するための詳細なチェックも実施します。SHN を実施している人に迅速なサポートを提供するために、2020 年 3 月 26 日から、SHN 関連のすべての問い合わせに対応するコールセンター窓口が設置されます。

（10）海外渡航勧告に従わないシンガポール在住者と長期パス保持者

●保健省は、政府が渡航勧告を出した後も海外に渡航しているシンガポール在住者や長期滞在ビザ所持者がいることに留意します。それらの人々は帰国後、他のシンガポール人や居住者の健康を危険にさらしています。

●渡航勧告に従わず、2020 年 3 月 27 日以降にシンガポールを出国するシンガポール居住者または長期滞在ビザ所持者は、新型コロナウイルスの疑いで入院し、シンガポール帰国後 14 日以内に症状が出た場合、公立病院での入院費用を無補助料金で請求されることとなります。また、シンガポール在住者は、公立・私立病院でのこれらの治療に対して、MediShield Life（公的医療保険）や Integrated Shield Plans に請求することができなくなります。

●2020 年 3 月 27 日以降にシンガポールを出国する労働ビザ所持者（またはそ

の扶養家族)は、入国承認の優先順位が下げられます。シンガポールへの帰国が許可されるまでに大幅な遅延が生じる可能性があります。

(11) 隔離施設の運用開始

●新型コロナウイルスの蔓延を最小限に抑えるために、さらなる対策を講じていますが、保健省は症例数が急増する可能性がある場合に備えて、必要な準備を進めています。これには、医療施設がより多くの症例に対応できるようにすることも含まれています。

●D' Resort NTUC (1 Pasir Ris Close) に最大収容人数約 500 人の隔離施設を設置し、2020 年 3 月 24 日から運用を開始しました。臨床的には退院できる状態にあるが、新型コロナウイルス陽性である患者の隔離及び治療のためこの施設に収容する予定です。同対象者はこれまで病院で隔離されていました。しかし、これらの対象者が一般的に大きな医療ケアを必要としないため、医療資源の効率的な利用とは言えませんでした。

●隔離施設は、既存の政府の検疫施設をモデルにしており、スタッフによる感染管理のベースラインレベルを高めて管理されます。臨床的には退院が適当とされるが新型コロナウイルス陽性である患者は、陰性になるまでこの施設で隔離され、安全に管理されます。隔離施設での隔離にかかる費用は政府が負担します。

(12) 社会的責任の重要性

●社会的責任は、ウイルスの感染拡大を遅らせる上で非常に重要です。すべてのシンガポール人が新型コロナウイルスとの戦いで各自の役割を果たす必要があります。すべての人は、発表された安全な距離確保のための措置を守り、当局から発令された検疫命令と SHN を完全に遵守してください。また、世界的な流行がコントロールされるまで、すべての旅行計画を延期しなければなりません。軽度のインフルエンザのような症状であっても、体調が優れない人は直ちに医師の診察を受け、他の人に病気が広がらないように自宅で安静にしてください。

●自分自身とお互いの健康に気を配ることが重要です。特に高齢者の方は、家にいながらにして健康を維持したり、電話などで社会的なつながりを持ったり、オンライン学習などで新しい趣味や技術を身につけたりしましょう。

●これらの対策が、全員に多大な努力を必要とすることを理解しています。しかし、自分自身、家族や友人、そして周囲の人々を守るために、全員が各自の役割を果たさなければなりません。

●関係省庁タスクフォースは、定期的に措置を見直し、世界及び当地の状況の変化に合わせて調整していきます。最新の対策については、保健省のウェブサ

イト (<https://www.moh.gov.sg/covid-19>) をご参照ください。

3. 移民検問庁 (ICA) は、27日 09:00 から到着する全ての旅行者に対し、SG 到着カードE サービスによる健康確認の提出を求めています。詳細は移民検問庁 (ICA) HPを確認ください。

(移民検問庁 (ICA) HP)

<https://www.ica.gov.sg/news-and-publications/media-releases/media-release/all-travellers-arriving-in-singapore-from-27-march-2020-0900-hours-must-submit-health-declaration-via-the-sg-arrival-card-e-service>

4. 24日、人材開発省 (MOM) は、企業支援に関する更なる措置を公表しました。詳細は、人材開発省 (MOM) HPを確認ください。

(人材開発省 (MOM) HP)

<https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0324-further-measures-to-help-companies-cope-with-covid-19-situation>

5. 24日、教育省 (MOE) 及び社会・家庭振興省 (MSF) は、追加予防措置を公表しました。詳細は教育省 (MOE) HPを確認ください。

(教育省HP)

<https://www.moe.gov.sg/news/press-releases/joint-moe-msf-statement-on-additional-precautionary-measures>

●全ての国からシンガポールへ25日 23:59以降に帰国する者と生活を共にする生徒は、14日間欠席 (LOA) しなければなりません。

また、英国、米国及びASEAN加盟国から3月14日以降に帰国した者と一緒に生活を共にする生徒も同様であり、その場合、同居する帰国者がシンガポールに帰国した日から14日間の欠席となります。

6. 航空会社各社は、新型コロナウイルスの発生により、路線の減便等の措置を実施しています。詳細は各社HPを確認ください。

(日本航空HP)

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/inter/200313/index.html>

https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/inter/200313_04/

(全日空HP)

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#2>

(シンガポール航空・シルクエアーHP)

<https://www.singaporeair.com/saar5/pdf/media-centre/200324NorthAsiaFlightCanxTable.pdf>

https://www.singaporeair.com/en_UK/sg/media-centre/news-alert/?id=jmjgoygg

7. 外務省は、新型コロナウイルスの発生に関し、海外安全HPにて「感染症危険情報」を発出しています。渡航にあたっては、同ホームページ等にて最新情報の入手を行ってください。

(感染症危険情報(レベル1):全世界に対する感染症危険情報の発出(新規))

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0318.html>

8. 今般の世界的な新型コロナウイルスの発生を受け、各国政府が日本・シンガポールを含む国々の入国制限措置及び検疫強化措置を実施していますので、渡航にあたっては、外務省HP・渡航先大使館のホームページ等にて最新情報の入手を行ってください。

(新型コロナウイルス(日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限))

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

9. 外務省海外安全ホームページ, 厚生労働省ホームページ, シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●首相官邸ホームページ

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/18corona.html

●外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

●シンガポール保健省（MOHホームページ） <https://www.moh.gov.sg/>

（参考）シンガポール政府は WhatsApp の専用チャンネルを設け情報を提供しています。（チャンネル登録：<https://go.gov.sg/whatsapp>）